

12241P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

41

消費税法

理論マスター

令和9年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版オンラインストアにて

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

消費税法は、税理士試験において基本的重要事項から応用的事項まで幅広く出題されている。そこで本書は最小の努力で最大の効果を生むように受験上最低限必要な理論だけを収録した。

本書に収録された問題で、本試験に出題可能性のある範囲を9割以上カバーしている。この一冊を完璧にマスターすれば、理論問題に関しては楽に合格レベルに達することができるので、次の利用法を守ってしっかり身に付けてほしい。

(本書は令和8年7月現在の施行法令に準拠している。)

《本書の利用法》

1. 内容の理解に努めること
2. 暗記した後に覚えているか書いて確認すること
3. 解答のスピードを身に付けること

T A C 税理士講座

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（**M1-1**等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

また、本書においては、法令の略式名称を使用しております。

凡	例
---	---

＜略式名称＞	＜正式名称＞
法	消費税法
令	消費税法施行令
規	消費税法施行規則

6 点線枠について

消費税法は、上記のとおり「法、施行令及び施行規則」に分かれます。

本書上、点線枠で「施行令又は施行規則」を示しています。

なお、厳密に区分できない部分もありますので、その部分については枠囲みはしていません。

本試験対策等に役立ててください。

7 その他

㊦**参考**各テーマの関連事項です。横断的に知識を整理し、理解を深めることができます。

㊦**プラスα** ...少し応用的な内容ですが、押さえておくと理解が深まる項目です。

CONTENTS

目 次

消費税法理論体系	viii
----------	------

テーマ１：総 則

１－１	課税の対象〔Ａ〕	2
１－２	国内取引の判定〔Ｂ〕	4
１－３	非課税〔Ａ〕	6
１－４	輸出免税等〔Ａ〕	8
１－５	輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税〔Ｂ〕	10
１－６	小規模事業者に係る納税義務〔Ａ〕	12
１－７	前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	16
１－８	相続があった場合の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	18
１－９	合併があった場合の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	20
１－１０	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	22
１－１１	新設法人の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	26
１－１２	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	28
１－１３	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例〔Ｂ〕	30
１－１４	特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に 関する消費税法の適用〔Ｂ〕	34
１－１５	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例〔Ｃ〕	36
１－１６	課税期間〔Ｂ〕	38
１－１７	納税地〔Ｃ〕	40

テーマ２：課税標準及び税率

２－１	課税標準〔Ａ〕	44
２－２	税 率〔Ａ〕	48

テーマ３：税額控除等

３－１	仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）〔Ａ〕	52
３－２	帳簿及び請求書等の意義〔Ａ〕	58
３－３	課税仕入れに係る消費税額の計算〔Ｂ〕	62
３－４	課税売上割合〔Ｂ〕	64

3-5	非課税資産の輸出等〔B〕	66
3-6	仕入れに係る対価の返還等〔B〕	68
3-7	課税貨物に係る消費税額の還付〔C〕	70
3-8	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整〔B〕	72
3-9	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整〔B〕	74
3-10	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の消費税額の調整〔B〕	76
3-11	棚卸資産に係る消費税額の調整〔B〕	80
3-12	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)〔A〕	82
3-13	簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間〔C〕	86
3-14	災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 (簡易課税制度)の届出に関する特例〔B〕	88
3-15	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除〔B〕	90
3-16	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除〔B〕	92
3-17	貸倒れに係る消費税額の控除等〔B〕	94

テーマ4：申告、納付、還付等

4-1	中間申告〔B〕	98
4-2	確定申告〔A〕	104
4-3	還付を受けるための申告〔B〕	108
4-4	電子情報処理組織による申告の特例〔B〕	110
4-5	引取申告〔C〕	112
4-6	更正の請求〔C〕	114

テーマ5：雑則、その他

5-1	小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出〔C〕	118
5-2	適格請求書発行事業者の登録等〔B〕	120
5-3	適格請求書発行事業者の義務等〔B〕	124
5-4	国、地方公共団体等に対する特例(仕入れに係る消費税額に関する事項を除く)〔C〕	128
5-5	仕入れに係る消費税額に関する国、地方公共団体等に対する特例〔B〕	130
5-6	小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置(3割特例)〔B〕	132
5-7	定義〔A〕	136

消費税法理論体系

課税の対象

法4条 課税の対象

法6条 非課税

法7条 輸出免税等

法8条 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税

納税義務

原則

法5条 納税義務者

法4条⑥ みなし引取り

法3条 人格のない社団等

法60条 国、地方公共団体等に対する特例

法13条 実質判定

法14条 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属

法15条 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用

法15条の2 プラットフォーム課税

免除

法9条① 小規模事業者に係る納税義務の免除

免除の特例

法9条④ 課税事業者の選択

法9条の2 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例

法10条 相続があった場合の納税義務の免除の特例

法11条 合併があった場合の納税義務の免除の特例

法12条 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例

法12条の2 新設法人の納税義務の免除の特例

法12条の3 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

法12条の4 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例

資産の譲渡等の時期

法16条 延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例

法17条 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例

法18条 小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例

法60条 国、地方公共団体等に対する特例

課税期間

法19条 課税期間

納税地

法20条 個人事業者の納税地

法21条 個人事業者の納税地の特例

法22条 法人の納税地

法23条 納税地の指定

法24条 納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力

法25条 法人の納税地の異動の届出

法26条 外国貨物に係る納税地

法27条 輸出品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地

課税標準及び税率

法28条 課税標準

法29条 税率

税額控除

法30～37条の2 控除対象仕入税額

法38条、法38の2 返還等対価に係る税額

法39条 貸倒れに係る税額

控除対象仕入税額

仕入に係る消費税額の控除

法30条 仕入に係る消費税額の控除（原則）

法31条 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入に係る消費税額の控除の特例

法32条 仕入に係る対価の返還等を受けた場合の仕入に係る消費税額の控除の特例

法33条 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整

法34条 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入に係る消費税額の調整

法35条 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入に係る消費税額の調整

法35条の2 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入に係る消費税額の調整

法36条 納税義務の免除を受けなかったこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整

法37条、法37条の2 中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例

法60条 国、地方公共団体等に対する特例

申告、納付、還付等

中間申告

法42条、法42条の2 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告

法43条 仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等

法44条 中間申告書の提出がない場合の特例

法48条 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付

確定申告

法45条 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告

法45条の2 法人の確定申告書の提出期限の特例

法49条 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告による納付

還付申告

法45条 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告

法46条 還付を受けるための申告

法52条、法53条 控除不足額の還付

電子申告

法46条の2、法46条の3 電子情報処理組織による申告の特例

引取申告

法47条 引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等

法50条 引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等

法51条 引取りに係る課税貨物についての納期限の延長

更正又は決定

法54条、法55条 確定申告等に係る更正等による控除不足額の還付

更正の請求

法56条 前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

申告義務等の承継

法59条 申告義務等の承継

理論暗記にあたっての注意点

法令用語の中には、「慣用語」という特別な意味をもって用いられる言葉がある。条文の意味を正確に理解するためには、そうした「慣用語」について十分な知識をもっていることが要求され、理論の解答作成にあたっては、これを厳密に使い分ける必要がある。

(1) 「又は」・「若しくは」

「又は」と「若しくは」の意味は、どちらも選択的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。しかし、法令上の用語としては、厳格に使い分けられている。

① 「又は」の接続詞は大きい方に使う。

AかBか、あるいはAかBかCかというような単純・並列的な選択的接続の場合、「又は」が使われる。

(例) 「人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。」(法2①七)

② 選択的接続が複雑な段階で連結する場合

AかBかというグループがまずあって、これとCというものを対比しなければならない場合は、小さい選択的連結に「若しくは」を用い、大きい選択的連結には「又は」を用いる。

……「A若しくはB又はC」となる。

(例) 「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。」(法2①八カッコ書)

(2) 「及び」・「並びに」

この接続詞は、どちらも併合的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。法令用語のうえでの使い分けは、次のとおりである。

① 「及び」は単一的併合に使う。

AもBもというような普通の併合的な接続の場合、「及び」が使われる。

(例) 「課税標準及び税率」(テーマ2)

② 併合的接続が二段階になる場合

まず、AとBをつなぎ、このグループとCをつなぐという場合に「並びに」を使う。その使い方は、前例の「又は」、「若しくは」の場合と逆で、小さい方の連結に「及び」を使い、大きい方の連結に「並びに」を使う。

……「A及びB並びにC」となる。

(例) 「資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」(法2①八)

(3) 「場合」・「とき」

「場合」と「とき」は、ともに仮定的条件を示す言葉として用いられる。したがって、「場合」や「とき」が使われている条文の構成は、要件と効果の2つに大分することができる。

両者の差は、前提となる条件が2つ重なる場合には、大きな条件を「場合」で表し、小さな条件を「とき」で表すことになっている。

① 前提条件が1つの場合の用法

……「Aという場合には、Bとする。」というように使う。

② 前提条件が2つの場合の用法

……「Aという場合において、Bをしたときは、Cとする。」というように使う。

(4) 「その他」・「その他の」

法令上「その他」と「その他の」という言葉は、いずれも例示を挙げた場合に使用する字句で、条文上は区別して使われている。

① 「その他」という場合は、その字句のすぐ前の例示を含まないもので、並列的な例示を行う場合に使用する。したがって「その他」の例示を政令などで行う場合には、「その他」の前の例示は再び掲げられずに、これに準ずるものを例示する。

(例) 「前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項」
(法43①五)

この場合、「その他」は並列的な例示として使用されているので、「その他財務省令で定める事項」とは、前各号に掲げるものを含まない事項を意味している。

- ② 「その他の」という場合は、その字句のすぐ前に掲げられる例示を含むもので、包括的な例示を行う場合に使用する。したがって、「その他の」の例示を政令などで行う場合には、必ず「その他の」の前の例示もあわせて政令に掲げられることになる。

(例) 「棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。」(法2①十五)

この場合、「その他の」は包括的な例示として使用されているので、「その他の資産」とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料はもちろんのこと政令でその全てが定められている。

(5) 「みなす」・「とする」

「みなす」・「とする」は、ともに一定の法律関係について生ぜしめる法律効果を確定する言葉である。両者の差異は、次のような点にみられる。

- ① 「みなす」は、元来性質を異にする2つの事物をある法律関係のもとでは同一視して、一方の事物に生ずる法律効果を他の事物についても生ぜしめることをいう。つまり「みなす」とは、「擬制的にそのように取り扱う」という意味であり、同一事物でないことの反証を一切認めない。

(例) 「次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」
(法4⑤本文)

- ② 「とする」は、本来そのように取り扱っておかしくない性質を有している事物について、「制度としてそのように決める。」という場合に主として用いられる。したがって、擬制的に取り扱う「みなす」と異なり、制度としてそのように取り扱うに十分な性質を有している。

(例) 「前項第二号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。」(法9③)

(6) 「者」・「物」・「もの」

- ① 「者」は、法律上の人格をもつ主体を指し、通常は自然人と法人の総称として用いられる。
- ② 「物」は、一般の法令と同様に、有体物の総称として用いられる。なお、税法上では、「目的物」といった表現のなかにおいて用いられることが多い。
- ③ 「もの」とは、「者」または「物」で表現することのできない抽象名詞や抽象的な存在を表現する場合に使用される。このほか、説明上の関係代名詞として「もの」が使用されることもある。

テーマ

1

総 則

- 1－1 課税の対象
- 1－2 国内取引の判定
- 1－3 非課税
- 1－4 輸出免税等
- 1－5 輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税
- 1－6 小規模事業者に係る納税義務
- 1－7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例
- 1－8 相続があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－9 合併があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－11 新設法人の納税義務の免除の特例
- 1－12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例
- 1－13 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例
- 1－14 特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信
利用役務の提供に関する消費税法の適用
- 1－15 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1－16 課税期間
- 1－17 納税地

1-1

課税の対象

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**（**特定資産の譲渡等**を除く。）及び**特定仕入れ**（事業として他の者から受けた**特定資産の譲渡等**をいう。）には、**消費税**を課する。

(2) 資産の譲渡等（法2①八、令2①～③）

① 定 義

事業として**対価を得て**行われる**資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供**（**代物弁済**による**資産の譲渡**その他**対価を得て**行われる**資産の譲渡**若しくは**貸付け**又は**役務の提供**に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

(イ) **負担付き贈与**による**資産の譲渡**

(ロ) **金銭以外の資産の出資**

(ハ) **特定受益証券発行信託**、一定の**法人課税信託**の**委託者**が**金銭以外の資産の信託**をした場合の**資産の移転等**

(ニ) **貸付金**その他の**金銭債権の譲受け**その他の**承継**（包括承継を除く。）

(ホ) 放送法に規定する**放送又は配信**で、**法律**による**契約**に基づき**受信料**を**徴収**して行われるもの

ロ 土地収用法等

土地収用法等に基づいて**所有権等**を**収用**され、**権利取得者**から**補償金**を取得した場合には、**対価を得て資産の譲渡**を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上**事業に付随して対価を得て**行われる**資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供**を含むものとする。

(3) みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、**事業として対価を得て**行われた**資産の譲渡**とみなす。

① **個人事業者**が**棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産**を**家事のために消費又は使用**した場合におけるその**消費又は使用**

② **法人**が**資産**をその**役員**に対して**贈与**した場合におけるその**贈与**

(4) 国内取引の判定 (法4③④、令6③)

① 資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等を除く。)

次の**場所**が**国内**にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる**時**におけるその**資産の所在場所** (船舶、特許権等については、一定の場所)

ロ 役務の提供 (ハを除く。)

役務の提供が**行われた場所** (国際運輸、国際通信等については、一定の場所)

ハ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その**住所等**がないときは、**国外**で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして**他の者**から受けた**役務の提供**につき、①ロ又はハの場所が**国内**にあるかどうかにより行う。

ただし、一定の場合は、この限りでない。

2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象 (法4②)

保税地域から引き取られる**外国貨物**には、消費税を**課する**。

(2) みなし引取り (法4⑥)

保税地域において**外国貨物**が**消費又は使用**された場合には、その**消費又は使用した者**がその**消費又は使用**の時にその**外国貨物**を**保税地域**から引き取るものと**みなす**。

ただし、その**外国貨物**が**課税貨物**の原料又は材料として**消費又は使用**された場合等は、この限りでない。

1-2

国内取引の判定

1. 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）（法4③、令6①～③）

重要度◎

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

国内取引の判定は、**譲渡又は貸付け**が行われる**時**におけるその**資産の所在場所**（次の資産は、それぞれの場所）が**国内**にあるかどうかにより行う。

① 船舶、航空機

イ 登録のあるもの

登録機関の所在地（注1）

（注1）2以上の国で登録している船舶は、**いずれかの機関の所在地**とし、その他一定の場合にはその**譲渡又は貸付けを行う者の住所地**

ロ 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

② 鉱業権、租鉱権、採石権等、貯留権、試掘権、漁業権、入漁権、樹木採取権

鉱区、租鉱区、採石場、貯留区域、試掘区域、漁場、樹木採取区の所在地

③ 特許権、実用新案権、商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注2）

（注2）2以上の国で登録している場合には、**権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地**

④ 公共施設等運営権、漁港水面施設運営権

公共施設等、漁港の所在地

⑤ 著作権等…**譲渡又は貸付けを行う者の住所地**

⑥ 営業権…**営業権に係る事業を行う者の住所地**

⑦ 次の資産

イ 有価証券（ハ、ヘを除く。）…**有価証券の所在場所**

ロ 登録国債…**登録機関の所在地**

ハ 振替機関等が取り扱う一定の有価証券等又は持分（ロ、ヘを除く。）

…**振替機関等の所在地**（重複上場有価証券等にあつては一定の場所）

ニ 一定の有価証券又は持分（ロ、ハを除く。）

…**有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等**

ホ 金銭債権…**金銭債権に係る債権者の事務所等の所在地**

ヘ ゴルフ場利用株式等…**ゴルフ場等の所在地**

⑧ ①～⑦以外で所在場所が明らかでないもの

譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

国内取引の判定は、**役務の提供が行われた場所**（次の役務の提供は、それぞれの場所）が**国内**にあるかどうかにより行う。

- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
- ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
- ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
- ④ 保 険
保険事業を営む者の保険契約に係る**事務所等の所在地**
- ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に**必要な資材の大部分が調達される場所**
- ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

国内取引の判定は、**役務の提供を受ける者の住所等**が**国内**にあるかどうかにより行う。

ただし、その**住所等**がないときは、**国外**で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

国内取引の判定は、**貸付け等を行う者の事務所等の所在地**が**国内**にあるかどうかにより行う。

2. 特定仕入れ（法4④）

重要度◎

国内取引の判定は、**特定仕入れ**として**他の者**から受けた**役務の提供**につき、1 (2)又は(3)の場所が**国内**にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合は、この限りでない。

イ **国外事業者**が**恒久的施設**で行う**特定仕入れ**（注）のうち、**国内**において行う資産の譲渡等に要するものは、**国内**で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

ロ **事業者**（**国外事業者**を除く。）が**国外事業所等**で行う**特定仕入れ**（注）のうち、**国外**において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、**国外**で行われたものとする。

1-3

非 課 税

1. 国内取引（法6①、別表第二、令8、16の2）

重要度◎

国内において行われる**資産の譲渡等**のうち、次のものには、**消費税を課さない**。

- (1) **土地**（**土地**の上に存する権利を含む。）の**譲渡**、**貸付け**（貸付期間が**1月未満**の場合及び施設の利用に伴って**土地**が使用される場合を除く。）
- (2) **有価証券**（**ゴルフ場利用株式等**を除く。）、**支払手段**（**収集品**、**販売用のもの**を除く。）その他これらに類するもの（以下、2において「**有価証券等**」という。）の**譲渡**
- (3) **利子**を対価とする**金銭の貸付け**、**信用の保証**としての**役務の提供**、公社債投資信託等に係る**信託報酬**を対価とする**役務の提供**及び**保険料**を対価とする**役務の提供**その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① **日本郵便株式会社等**が行う**郵便切手類**、**印紙**の**譲渡**
 - ② **地方公共団体**又は**売りさばき人**が行う**証紙**の**譲渡**
 - ③ **物品切手等**の**譲渡**
- (5) 次の役務の提供
 - ① **国等**が行う**役務の提供**で、その**料金の徴収**が法令に基づくもの
 - ② **裁判所の執行官**又は**公証人の手数料**を対価とする**役務の提供**
 - ③ **外国為替業務**に係る**役務の提供**

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約で居住の用に供することが明らかな場合（注）に限るものとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）

（注）契約で用途が明らかにされていない場合に貸付け等の状況からみて居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。

2. 輸入取引（法6②、別表第二の二）

重要度○

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

1-4

輸出免税等

1. 輸出免税等（法7①）

重要度◎

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては、消費税を免除する。

2. 輸出取引等の範囲（法7①、令17）

重要度◎

- (1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け
- (2) 外国貨物の譲渡、貸付け（(1)を除く。）
- (3) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送、通信
- (4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶、航空機の譲渡、貸付け、修理で船舶運航事業者等に対するもの
- (5) (1)～(4)の資産の譲渡等に類するもの

- ① 外航船舶等の譲渡、貸付け、修理等で船舶運航事業者等に対するもの
 - ② 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する役務の提供（指定保税地域等における内国貨物に係るものを含み、特例輸出貨物に係るものは、一定のものに限る。）
 - ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
 - ④ 無形固定資産の譲渡、貸付けで非居住者に対するもの
 - ⑤ 非居住者に対する役務の提供で次のもの以外のもの
 - イ 国内に所在する資産に係る運送、保管
 - ロ 国内に所在する不動産の売買、交換、貸借の代理又は媒介
 - ハ 国内における飲食、宿泊
 - ニ イ～ハに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

3. 輸出証明

重要度◎

(1) 内 容 (法7②)

この規定は、**輸出取引等**であることにつき、**証明**がされたものでない場合には、適用しない。

(2) 証明方法 (規5①)

輸出の事実を記載した**書類等**を整理し、その**課税資産の譲渡等**を行った日の属する**課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間**、**納税地又は事務所等の所在地に保存**することにより**証明**する。

4. 留意点 (法5①)

重要度○

上記の「**課税資産の譲渡等**」からは、「**特定資産の譲渡等**」を除く。



参考 「課税資産の譲渡等」の定義 (法2①九)

資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

税理士受験シリーズ

2027年度版 41 消費税法 理論マスター

発行日 2026 年 8 月 28 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12241P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。